

第 219 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 5 年 3 月 24 日(金) 午前 9 時 00 分～ 午前 10 時 40 分

2. 場 所 仁多庁舎 大会議室

3. 出席委員 (35名)

2番	中林 孝	3番	立石 覚	4番	若槻 隆季	5番	大坂 茂
6番	足立 信子	7番	古田川 光彦	8番	内田 吉彦	9番	藤原 康正
13番	磯田 光徳	14番	藤原 功	15番	宇田川 光好	16番	安部 備造
17番	勝部 定次	18番	金倉 弘美	19番	和久利 勝	20番	八澤 幹夫
21番	若槻 進	22番	藤原 克巳	25番	石原 宏二	26番	賀元 春男
28番	藤原 修	29番	藤原 功	31番	山田 幸則	32番	福本 成美
33番	安部 治美	34番	卜藏 秀夫	35番	松原 康夫	36番	岩田 孝史
37番	若槻 保	38番	堀江 敏久	39番	永濱 孝之	40番	石原 博
41番	足立 康夫	42番	松島 昭夫	43番	原田 二郎		

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長補佐 福田 貴美子

5. 欠席委員 (8名)

1番 高橋委員 10番 石原委員 11番 石原委員 12番 松原委員 23番 和久利委員
24番 高橋委員 27番 若月委員 30番 小池委員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名
日程第2号 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農地利用集積計画の承認について (利用権設定・一括方式)
議案第5号 農地利用集積計画の承認について (利用権の設定)
議案第6号 下限面積の廃止について
その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	<p>ただいまより、奥出雲町農業委員会第219回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は1番高橋委員、10番石原委員、11番石原委員、12番松原委員。出席者は18名中14名、過半数に達しており本日の総会は成立いたします。</p> <p>次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、17番 勝部委員、2番 中林委員にお願いをいたします。</p> <p>本日上程いたします議題は日程のとおりであります。議案第1号からその他まで順次行います。それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明して下さい。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め。令和5年3月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は1,463㎡他で計7,928㎡。権利種別、3条使用貸借。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、使用貸借による権利の設定です。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、経営面積はご覧のとおりです。権利の設定は、許可の日から、設定期間10年間です。</p> <p>番号2、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は414㎡他で計1,032㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、権利取得後の経営面積は152.4アールです。資料1 地図を載せておりますので、参考にご覧ください。</p> <p>これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。議案第1番号1について5番大坂委員、お願いいたします。</p>
5番	<p>番号1について5番大坂が補足説明いたします。○○○○さん、△△△△さん、親子の関係でございます。△△△△さんは■■■■さんでございます。場所でございますが、家は□□□□自治会、圃場は■■■■自治会内でございます。■■■■に○○○○さんの牛舎がございます。その牛舎の前ところが申請中の圃場でございます。適正に管理されておりまして、何ら問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>

議長	<p>挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。</p> <p>続いて番号2について補足説明に入ります。14番藤原委員お願いします。</p>
14番	<p>番号2につきまして14番藤原が補足説明を行います。この場所は□□□□地内にありまして、■■■■■にございます。資料1に□□□□さんの家と書いてありますけれども、現在はもう解体されて宅地はありませんが、そこに付属した畑にございます。今まで近くの方が草刈り等管理されておりまして、何ら問題はないとおもいますので、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員、よって議案第1号番号2について承認することに決しました。</p> <p>次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年3月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/田、現況/宅地。面積196㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。転用目的は露天駐車場。施設等、露天駐車場、庭、参道。転用理由は、自動車の台数が増加し来客時に駐車スペースが確保できないため、露天駐車場を整備する。また、あわせて庭の拡張、墓への参道を整備する。除地については、県の同意を得て、令和3年10月4日付けで公告されています。追認です。顛末書を読みます資料2に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。</p> <p>番号2、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/畑、現況/宅地。面積1,026㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■■■■■。転用目的は露天駐車場。施設等、駐車場。転用理由は、駐車場の不足のため。除地については、県の同意を得て、令和5年2月28日に公告されています。追認です。顛末書を読みます。資料3に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。</p> <p>番号3、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/田、現況/宅地。面積142㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。転用目的は倉庫等。施設等、農作業格納庫。転用理由は、駐車場の不足のため。除地については、県の同意を得て、平成10年2月24日に公告されています。追認です。顛末書を読みます。資料4に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。</p> <p>番号1につきましては、昭和51年から昭和61年において、□□□□地区県営ほ場整備事業が実施されていることから、第1種農地と判断しました。</p> <p>許可条項は、農地法施行規則第33条第1項第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと考えます。</p> <p>奥出雲町土地改良区に許可申請に係る確認を行ったところ、「転用申請地一帯は、□□□□地区県営ほ場整備事業の受益地として営農が実施されています。今回の転用申請については、周辺農地の道路・水路に影響が無く営農上の影響が少ないこと、工事完了公告後8年を経過していることなどの状況を判断して、転用は止むを得ないものと認めます」との意見でした。</p>

事務局	<p>また、本日承認をいただきました場合、第1種農地ですので、来月の県の常設審議委員会に諮問することになります。そちらで承認後、転用許可となります。</p> <p>番号2、3については、農業公共投資の対象となっていない小集団農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について29番藤原委員、よろしくお願いいたします。</p>
29番	<p>議案第2号番号1につきまして29番藤原が補足説明をさせていただきます。</p> <p>現地につきましては、□□□□自治会内の自宅前にある田圃です。資料2をご参照お願いいたします。令和4年の6月に、墓への転用として届出し、承認されているのですが、それに併せて田圃を埋めてしまったというかたちであります。顛末書も出ていますが、状況としてはそういうことです。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員、よって議案第2号番号1について承認することに決しました。</p> <p>続いて番号2について補足説明に入ります。29番藤原委員お願いします。</p>
29番	<p>議案第2号番号2につきまして29番藤原が補足説明を行います。</p> <p>この場所は、□□□□自治会内の自宅横にある畑です。■■■■の横というかたちで、駐車場にしたいということです。こちらも顛末書が出ておりまして、先ほど説明された通りでございます。大変申し訳ありませんけれども、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員、よって議案第2号番号2について承認することに決しました。</p> <p>続いて番号3について補足説明に入ります。14番藤原委員お願いします。</p>
14番	<p>議案第2号番号3につきまして14番藤原が補足説明を行います。</p> <p>この場所は、□□□□自治会にございまして、○○○○さんのお宅がございます。そのお宅に隣接する農業用倉庫であります。追認案件でございますので、審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。</p>

議長	質疑ございませんか。15番宇田川委員。
15番	この案件について、平成10年に除地が1回出ていますが、今回再び申請されるということで、そのところ内容を説明してください。
議長	高橋事務局長。
事務局	ご質問にお答えします。平成10年につきましては、農業振興地域からの除外申請の日付でございます。その後、別途手続きが必要である転用の許可を得ていなかった、という解釈でございます。このたびは追認というかたちで申請をするものです。
議長	ほかに質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号3について承認することに決しました。 次に議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号。農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年3月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに畑または田。面積461㎡他で565㎡。権利種別は所有権移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■●●■。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。職業、■●●■。転用目的は住宅用宅地造成。施設等、住宅。申請理由、現在の賃貸住宅が手狭になったため、申請地に新築したい。対価は無償。除地については、県の同意を得て、令和4年9月28日に公告されています。 許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。 以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、43番原田委員、補足説明をお願いします。
43番	議案第3号番号1につきまして43番原田が補足説明をさせていただきます。 この場所は、資料にも出ていますが、□□□□でございます。△△△△さんは、○○○○さんの家族さんということでございまして、農業にも熱心でございますし、△△△△さんも■●●■で家族を持っておりますし、今後も若者の定住ということで意欲がございました。よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。

議長	<p>(はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。</p> <p>次に議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権設定・一括方式)上程します。事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和5年3月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>農地中間管理機構 公益財団法人 しまね農業振興公社 を介して行う(一括方式)農地利用集積について利用権の設定を受ける者ごとにご説明します。</p> <p>番号1、△△△△。農地の所在 □□□□番、外9筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積600㎡他で計7,826㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。</p> <p>番号2から3、△△△△。</p> <p>番号2、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積3,911㎡他で計9,974㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。</p> <p>番号3、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積546㎡他で計9,692㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。</p> <p>番号4から17、△△△△。</p> <p>番号4、農地の所在 □□□□番、外9筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,018㎡他で計12,819㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。</p> <p>番号5、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,995㎡他で計9,382㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的は田、期間は10年9カ月、賃貸借です。</p> <p>番号6、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,291㎡他で計7,636㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。</p> <p>番号7、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,094㎡他で計6,053㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。</p> <p>番号8、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積3,074㎡他で計5,060㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。</p> <p>番号9、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,704㎡他で</p>

事務局	<p>計8, 286㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。</p> <p>番号10、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 622㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。</p> <p>番号11、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 720㎡他で計5, 450㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。</p> <p>番号12、農地の所在 □□□□番、外6筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 048㎡他で計10, 398㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。</p> <p>番号13、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 777㎡他で計3, 161㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。</p> <p>番号14、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 314㎡他で計8, 397㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。</p> <p>番号15、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 599㎡他で計9, 765㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。</p> <p>番号16、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 952㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。</p> <p>番号17、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積996㎡他で計5, 521㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。</p> <p>番号18から20、△△△△。</p> <p>番号18、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積800㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的は田。期間は9年9カ月、賃貸借です。</p> <p>番号19、農地の所在 □□□□番、外7筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 155㎡他で12, 190㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的は田。期間は9年9カ月、賃貸借です。</p> <p>番号20、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 882㎡他で5, 609㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的は田。期間は9年9カ月、賃貸借です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について36番岩田委員お願い

議長	<p>します。</p>
36番	<p>議案第4号番号1につきまして36番岩田が補足説明をさせていただきます。 この場所は、□□□□地内になります。■ ■ ■ ■ になります。△△△△さんは意欲的に水稻、農業をされています。何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1について承認することに決しました。</p> <p>続いて、番号2から3について受け手が△△△△でございますので続けて補足説明を17番勝部委員お願いします。</p>
17番	<p>議案第4号番号2から番号3につきまして17番勝部が補足説明をさせていただきます。 番号2の○○○○さん、番号3の○○○○さん、ともに□□□□集落の方でございまして、番号1の田はちょうど□□□□のなかほどにございまして、番号2の田は□□□□のいちばん奥のほうに位置しています。お二方の水田を、△△△△が耕作するという案件でございます。何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議いただきたいと思ひます。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。番号2から3まで一括質疑承認してもよろしいでしょうか。 (はいの声) では質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号2から3について承認することに決しました。</p> <p>続いて、番号4から17について受け手が△△△△ですので続けて補足説明を34番ト蔵委員お願いします。</p>
34番	<p>議案第4号番号4から番号17につきまして34番ト蔵が補足説明をさせていただきます。 ここは△△△△において耕作をされ、□□□□集落全体で取り組んでおられます。何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。番号4から17まで一括質疑承認してもよろしいでしょうか。 (はいの声) では質疑に入ります。 質疑ございませんか。3番立石委員。</p>

3番	△△△△の経営面積として、いろいろな数字が入っておりますが、最終的に集積された後の合計というのはわかりますか。
議長	事務局いかがですか。
事務局	回答に少しお時間をいただきたいと思います。
議長	13番磯田委員。
13番	△△△△は、法人として20年目を迎え、今回、農地中間管理機構を介した一括方式に変えたということで、内容が新規になっています。10年目の切り替えの時に、経営面積のいろいろが出てきたのではないかという気がしていますが、どうでしょうか。
議長	高橋事務局長。
事務局	先ほど、磯田委員さんから説明がありましたように、今回の更新が、農地中間管理機構を初めて使う関係がありまして、新規というかたちで処理をさせていただいております。基本的には、継続した更新という案件であるというふうに認識しているところではございます。システム上どうしても1回新規という扱いになりますので、既存の集積データに出入りが生じる関係がありまして、数字がまちまちになってしまっているのは大変申し訳なく思っています。
議長	13番磯田委員。
13番	今回、全面積が集積申請となっておらず、残りは6月くらいに申請予定ということも聞いています。その辺りも関係しているのかなという気がしています。以上です。
議長	後ほど数字が出ると思いますので、先に△△△△の補足説明に入りたいと思います。42番松島委員お願いします。
42番	議案第4号番号18から番号20につきまして、受け手が△△△△で同じですので、42番松島が続けて補足説明をさせていただきます。 番号18の〇〇〇〇さん、番号19の〇〇〇〇さん、番号20の〇〇〇〇さんの農地について、□□□□というところで、■■■■周辺の土地全部が、今回の場所になっております。以前作っておられた人ができなくなったということから、△△△△へ依頼があり、法人の方も充分作れる能力があるということでございますので、何ら問題ないと思います。よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。番号18から20まで一括質疑承認してもよろしいでしょうか。 (はいの声) では質疑に入ります。 質疑ございませんか。17番勝部委員。

17番	10アールあたりの賃借料ですが、番号18は玄米85kgで番号19は玄米30kgということになって ていますが、どういうことですか。
議長	42番松島委員。
42番	これにつきましては、番号18の〇〇〇〇さんと番号19の〇〇〇〇さんの田圃は、いまは1つに なっているんですけども、以前は2つか何かに分かれていたというようなことで、この1つの田圃 に対して面積をきちっと測って見たら、玄米30kgでは少ないということで、今回80㎡に対して支払 いが玄米85kgということになっているそうです。
議長	他にございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号18から20について承認することに決しました。 番号4から番号17の△△△△について、経営面積が計算できたようです。高橋事務局長。
事務局	今回の案件を全て合計いたしますと、約18町歩、176,000㎡ということになります。
議長	3番立石委員、よろしいでしょうか。
3番	はい。
議長	それでは議案第4号番号4から17まで一括承認してもよろしいでしょうか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号4から17について承認することに決しました。
	次に議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利 用権設定)上程します。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計 画の決定について意見を求める。令和5年3月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,561㎡。内容は 新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおり です。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面 積は117.3㎡です。利用目的は田。期間は5年、使用貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,654㎡他で

事務局	<p>2, 621㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、684. 4アールです。利用目的は田。期間は5年、使用貸借です。</p> <p>番号3、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 597㎡他で3, 427㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、718.6アールです。利用目的は田。期間は5年、使用貸借です。</p> <p>番号4、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 159㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。</p> <p>番号5、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積574㎡他で計1, 223㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、730. 8アールです。利用目的は田。期間は5年、使用貸借です。</p> <p>番号6、農地の所在 □□□□番、2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 133㎡他で5, 294㎡。内容は更新と新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、554. 8アールです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。</p> <p>番号7、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 827㎡他で計7, 194㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。</p> <p>番号8、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 788㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、593. 1アールです。利用目的は田。期間は4年11か月、賃貸借です。</p> <p>番号9、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 893㎡他で4, 793㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、131. 9アールです。利用目的は田。期間は2年、賃貸借です。</p> <p>番号10、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 404㎡他で2, 168㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、ごらんとおりです。利用目的は田。期間は3年賃貸借です。</p> <p>番号11、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積405㎡他で2, 583㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、159. 2アールです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。</p> <p>番号12、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積715㎡他で3, 367㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、167アールです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。</p>
-----	--

事務局	<p>番号13、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,914㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。</p> <p>番号14、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積802㎡他で984㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。</p> <p>番号15、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,201㎡他で3,848㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。</p> <p>番号16、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,630㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、8,579アールです。利用目的は田。期間は1年9カ月、賃貸借です。</p> <p>番号17、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,511㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。</p> <p>番号18、農地の所在 □□□□番、他2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,192㎡他で計6,531㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。</p> <p>番号19、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,422㎡他で計3,272㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は、483.6アールです。利用目的は田。期間は5年1カ月、賃貸借です。</p> <p>番号20、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積3,141㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は3年1カ月、賃貸借です。</p> <p>以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について20番八澤委員お願いします。
20番	議案第5号番号1につきまして20番八澤が補足説明をさせていただきます。こちらは□□□□の案件でありまして、以前されていた方ができないということになり、△△△△

20番	<p>さんの田が近くにありますので、ご一緒をお願いするということです。田を起こしてもらえればいいということで、使用貸借になっています。今回初めてですけれども、これからされるということで、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号1について承認することに決しました。</p> <p>続いて、番号2から番号4を飛ばして番号5まで△△△△の案件ですので、先に番号4について補足説明、質疑承認を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (はいの声) では番号4について19番和久利委員をお願いします。</p>
19番	<p>議案第5号番号4につきまして19番和久利が補足説明をさせていただきます。 現地ですけれども、□□□□に△△△△さんの田があって、その横に○○○○さんの田があります。再設定でございますので、何ら問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号4について承認することに決しました。</p> <p>続いて、番号2から番号3について、受け手が△△△△ですので、続けて補足説明を20番八澤委員をお願いします。</p>
20番	<p>議案第5号番号2から番号3につきまして20番八澤が補足説明をさせていただきます。 番号2ですが、先ほどの案件と同じく、以前されていた方ができなくなり、□□□□さんもバイパスを挟むので場所的に難しくできないということでした。△△△△は○○○○さんと■■■■に同級生ということもありまして、この2筆を受けてくださるということで話がまとまりました。 番号3の○○○○さんは、□□□□という高齢になりましたのでなかなか耕作できないということで、今回、△△△△さんをお願いするという案件です。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第5号番号2から3まで一括質疑承認してもよろしいでしょうか。 (はいの声) では質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>

議長	<p>挙手全員、よって議案第5号番号2から3まで一括承認することに決しました。</p> <p>続いて、番号5について21番若槻委員お願いします。</p>
21番	<p>議案第5号番号5につきまして21番若槻が補足説明をさせていただきます。</p> <p>この場所ですが、□□□□自治会、■■■■■に○○○○さん宅がございまして、田圃はその真後ろに2枚ございます。以前からされていた方がリタイアされまして、荒廃してはいけないからということで、お願いできる方をあちこち探したのですが、なかなか見つかりませんでした。今回、△△△△さんが快く引き受けてくださるという案件です。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。</p> <p>質疑ございませんか。17番磯田委員。</p>
17番	<p>賃借料が出ておりませんが、意味があるのですか。</p>
議長	<p>使用貸借ということですか。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>他にございませんか。承認することに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員、よって議案第5号番号5について承認することに決しました。</p> <p>続いて、番号6から番号7について21番若槻委員お願いします。</p>
21番	<p>議案第5号番号6から番号7につきまして21番若槻が補足説明をさせていただきます。</p> <p>番号6について、○○○○さんの田圃ですが、□□□□が1枚目の田圃です。こちらは再設定です。もう2枚が、□□□□分になりますが、■■■■■にございます。こちらは新規です。先ほども言いましたが、以前の方がリタイアされまして、その後を引き継いで△△△△さんが耕作されるということです。○○○○さんと△△△△さんは隣同士でございまして、このたび引き受けてくださいました。</p> <p>番号7について、場所は□□□□自治会です。□□□□が○○○○さんの田圃4枚です。こちらは再設定でございまして、△△△△さんが引き続き、管理もやっておられますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員、よって議案第5号番号6について承認することに決しました。</p> <p>続いて、番号7について質疑に入ります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p>

議長	<p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号7について承認することに決しました。</p> <p>続いて、番号8について25番石原委員お願いします。</p>
25番	<p>議案第5号番号8につきまして25番石原が補足説明をさせていただきます。 こちらの場所は□□□□と書いてありますが、■●■■自治会でございます。■●■■入りますと、○○○○さん宅がありまして、その周りが圃場です。請け負いされる△△△△さんですが、同じ■●■■自治会でございます、近年、同じ自治会内の圃場を請け負っておられます。○○○○さん宅隣の田圃も、実際にもう△△△△さんがされていますので、何ら問題ないと考えられます。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号8について承認することに決しました。</p> <p>続いて、番号9について3番立石委員お願いします。</p>
3番	<p>議案第5号番号9につきまして3番立石が補足説明をさせていただきます。 この農地につきましては、□□□□自治会内ということで、■●■■集会所がございます。□□□□にございます。もともと○○○○さんは□□□□に住まわれていましたが、転居をされて、現在は■●■■自治会におられます。△△△△さんは□□□□自治会で、こちらに隣接した田圃でございます。今回は第5期対策、中山間地域等直接支払制度の、残りの期間を契約してほしいということです。△△△△さんは隣の田圃ということで、既に耕作をされておりますので、問題はないかと思われま。審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号9について承認することに決しました。</p> <p>続いて、番号10について5番大坂委員お願いします。</p>
5番	<p>議案第5号番号10につきまして5番大坂が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さん、△△△△さん、ともに□□□□自治会の方でございます。場所でございますが、□□□□の圃場が□□□□番、その先500m行ったところに○○○○さんのお宅があり、その裏側にある圃場が□□□□番です。△△△△さんは熱心に農業に取り組んでおられる方で、いずれも適正に管理がされており、再設定でもありますので、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>

議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号10について承認することに決しました。</p> <p>番号11から12について受け手が田部忠昭さんで同じですので続けて補足説明を5番大坂委員をお願いします。</p>
5番	<p>議案第5号番号11から番号12につきまして5番大坂が補足説明をさせていただきます。 番号11の〇〇〇〇さんは、■■■■■でございます。△△△△さんとともに、□□□□自治会の方でございます。場所でございますが、□□□□に〇〇〇〇さんの圃場があります。その下側に△△△△さんの圃場がありまして、△△△△さん宅の向こう側が番号12の〇〇〇〇さんの圃場があり、周辺が連携した圃場となっております。△△△△さんは□□□□作業所の役員もしておられ、熱心に管理もされておられますので、問題ないと考えます。なお、対価につきましては、無償ということで話し合いができておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 番号11から番号12まで一括質疑承認してもよろしいでしょうか。 (はいの声) では質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号11から番号12について承認することに決しました。</p> <p>続いて、番号13について31番山田委員をお願いします。</p>
31番	<p>議案第5号番号13につきまして31番山田が補足説明をさせていただきます。 場所は□□□□になりまして、■■■■■に〇〇〇〇さんの田圃がございます。2つほど田圃があり、1つは〇〇〇〇さんがご自身でされますが、もう1つについては△△△△さんに再度お願いしたいということでございます。耕作については熱心にされておりますので、問題はないと考えます。審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号13について承認することに決しました。</p> <p>続いて、番号14について36番岩田委員をお願いします。</p>

36番	<p>議案第5号番号14につきまして36番岩田が補足説明をさせていただきます。 場所は、□□□□自治会に、○○○○さんの田があります。△△△△さんは同じ自治会の方 で、再設定でもありますので、問題ありません。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号14について承認することに決しました。</p> <p>続いて、番号15について39番永濱委員お願いします。</p>
39番	<p>議案第5号番号15につきまして39番永濱が補足説明をさせていただきます。 この案件につきましては、□□□□自治会でございます。場所は、■■■■に2枚の田圃がご ざいます。△△△△さんは地元にお勤めの兼業農家でございますが、一昨年親御様が亡くなられ た後を継続しておられ、熱心な方でありまして、再設定でもございますので、問題ないかと思いま す。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号15について承認することに決しました。</p> <p>続いて、番号16について41番足立委員お願いします。</p>
41番	<p>議案第5号番号16につきまして41番足立が補足説明をさせていただきます。 圃場は□□□□自治会内にある農地でございます。受け手の△△△△は、町中で耕作されて いますので、何ら問題なからうかと思えます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号16について承認することに決しました。</p> <p>番号17から18について受け手が△△△△さんで同じですので続けて補足説明を43番原田委 員お願いします。</p>
43番	<p>議案第5号番号17から番号18につきまして43番原田が補足説明をさせていただきます。 番号17について、場所は□□□□地内でございまして、○○○○さんの田圃は、■■■■で</p>

43番	<p>ございます。再設定でございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>番号18について、〇〇〇〇さんの田圃は、□□□□地内の■■■■■にございまして、こちらも再設定でございます。△△△△さんは熱心な農業者でございます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。番号17から番号18まで一括質疑承認してもよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>では質疑に入ります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員、よって議案第3号番号17から番号18について承認することに決しました。</p> <p>続いて、番号19について43番原田委員お願いします。</p>
43番	<p>議案第5号番号19につきまして43番足原田が補足説明をさせていただきます。</p> <p>先ほどは〇〇〇〇さんと△△△△の契約を承認いただきありがとうございました。そちらで承認された田圃の、川を挟んで反対側にある田圃でございます。こちらの2枚は、番号19の△△△△さんの田圃のすぐ側でございますので、集積して耕作しているということです。熱心な農業者ですので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員、よって議案第5号番号19について承認することに決しました。</p> <p>続いて、番号20について43番原田委員お願いします。</p>
43番	<p>議案第5号番号20につきまして43番原田が補足説明をさせていただきます。〇〇〇〇さんの田圃は□□□□地内、■■■■■にございます。△△△△さんは以前からずっと耕作しておられまして、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員、よって議案第5号番号20について承認することに決しました。</p> <p>事務局、その他何かございますでしょうか。</p>

事務局	<p>下限面積の廃止ということで、議案を上げさせていただいております。</p> <p>議案第6号、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の廃止について意見を求める。令和5年3月24日、奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>下記の通り廃止にする。</p> <p>農地取得下限面積(別段面積)。別表1「農地法施行規則第17条第1項」の適用について。区域、奥出雲町全域(ただし別表2の区域を除く)。下限面積30アール。別表2「農地法施行規則第17条第2項」の適用について。区域、奥出雲町区域内の空き家付き農地であって農業委員会で承認された区域(1筆ごと)。下限面積1アール。施行日、令和5年4月1日。</p> <p>先月の総会において、下限面積の廃止について説明をしております。別段面積を定める告示を、平成30年12月20日にしており、このたび廃止の告示をおこなうものです。</p> <p>空き家付き農地(1アール)面積の筆数は45筆です。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。本日上程いたしました議案は以上でございます。次回の総会は4月25日(火)9時からこの場所で開催します。以上で本日の総会を終わります。</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 ㊟

議事録署名委員 2番 ㊟

議事録署名委員 17番 ㊟